

簡易裁判所で民事トラブル解決 - 4つの手続 -

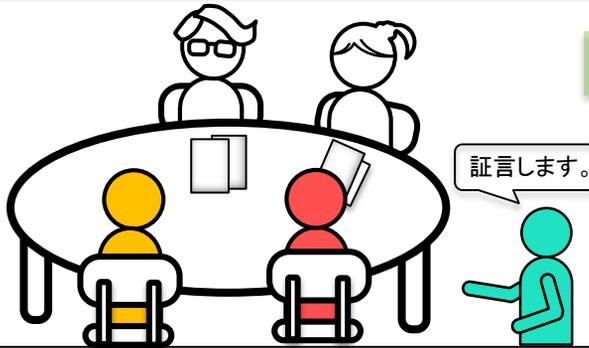
1 通常訴訟手続

標準

原則として140万円までの請求について、判決による**終局的な解決を図る手続**です。当事者間の折り合いがつけば、和解により、解決される場合もあります。



裁判官が主張と証拠に基づいて判決



第1回の期日前と期日に、すべての主張書面と証拠（書類・証人）を提出

2 少額訴訟手続

原則1回

60万円までの金銭の請求に限り、**原則として1回の審理で終了する訴訟手続**です。分割払や支払猶予を認める判決がされる場合もあります。

※ 1回で終了できない複雑な事案には、少額訴訟手続は向いていません。

3 民事調停手続

円満解決

非公開

裁判官と一般市民から選ばれた2名以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、**話し合いによる解決を図る手続**です。非公開の手続、申立手数料が訴訟手続の半額です。



話し合いで、円満に解決



裁判所書記官による書類審査

4 支払督促手続

書類審査

金銭等の支払を求める請求について、裁判所へ出頭することなく、**書類の審査のみ**で、迅速に解決を図る手続です。証拠の提出が不要、申立手数料が訴訟手続の半額です。

※債務者から異議申立がなされると通常訴訟手続に移行します。

簡易裁判所の特徴

アクセスしやすい

簡易裁判所は、全国に

438庁

あります！

迅速な解決

- ▶ 通常訴訟は90%以上が**3回以内**に終了
- ▶ 民事調停は80%以上が**3回以内**に終了
- ▶ 少額訴訟は**原則1回**で終了
- ▶ 支払督促は**書面審査**のみ

簡易な手続

簡易裁判所では、**手続案内(法律相談ではありません。)**を実施しています。

また、受付窓口やウェブサイトにも各種手続の申立書などの書式があり、**一人で簡単に**手続できます。



司法委員

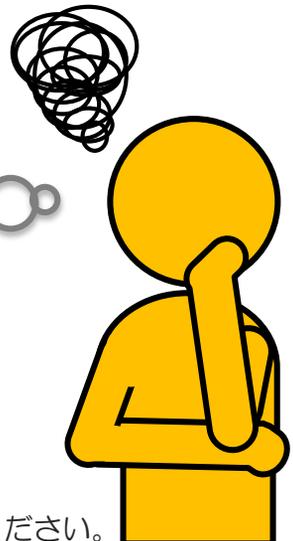
訴訟手続では、一般市民の健全な良識を反映させるため、一般市民の中から選ばれた**司法委員**が関与する制度があります。

調停委員

調停手続では、豊富な社会経験を有する一般市民の中から選ばれた**調停委員**が関わります。



- ▶ 大家さんが敷金を返してくれない。
- ▶ 友達が、貸したお金を返してくれない。
- ▶ 知人に楽器を売ったけど代金を払ってくれない。
- ▶ バイト代を払ってもらえない。
- ▶ 隣家の犬が毎晩吠えて眠れない。



詳しくは、裁判所ウェブサイト >> 裁判手続の案内 >> Q&A をご覧ください。

▶▶ <https://www.courts.go.jp/>

簡裁 Q&A

検索

